

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン



多摩川川下り事業者組合

2020年5月24日作成

はじめに

新型コロナウイルスによる影響は多摩川でのリバーアクティビティー事業にも非常に大きな影響を与えております。4月7日に発令した緊急事態宣言は5月7日以降にも延長され、多摩川川下り事業者組合に加盟する全ての事業者が休業を余儀なくされる状態となっております。例年は大変な賑わいを見せるゴールデンウィークですが、今年は観光駐車場も閉鎖され、青梅市から御岳溪谷への立ち入り自粛がお願いされる状況の中で、驚くほど静かな御岳溪谷となりました。まさに非常事態を実感する光景でした。その後の経過は事業者にとっても希望を持てるもので、日々状況は変化しておりますが、5月24日の段階では東京都内での新規感染者は10名未満の日が続いております。当初、5月いっぱいを目処に予定されていた緊急事態宣言の期限も前倒しが検討されているとの報道も出てくるようになりました。他府県ではすでに緊急事態宣言が解除され、リバーアクティビティー事業が再開したとの嬉しい知らせも届いてまいりました。こういった状況の下、多摩川でも同様に再開に向けた動きを進めております。アウトドアスポーツは屋外で実施されるもので、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の5月4日の提言の中でも、「新しい生活様式」の実践例として、『遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ』という表現があるなど、これまで以上にたくさんのお客様を多摩川にご案内できる可能性も感じられます。ただし、感染リスクが低いとされる屋外の活動ではあっても、感染防止の取り組みを怠っては安心安全なプログラムを提供することはできません。参加されるお客様と従業員の健康を守り、地域社会の一員として事業を継続して行うためには、リバーアクティビティー事業再開に向けてのガイドラインが必要であるとの認識から、この度【感染拡大防止の8つの基本ルール】をまとめました。活動が制限され、ストレスが増えている生活の中で、自然の中で過ごす時間の重要性は増していくことと思われれます。その中で実施される各社の事業をより安心安全に行っていくために参考とさせていただければ有難いです。

内容については、専門家会議提言にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」を参考に作成しました。東京都発表のロードマップ内にも「各業界団体作成ガイドラインの周知徹底」という表現があります。今後の状況の変化、専門家会議の提言、お客様から要望、事業者の運用状況などを注視し、今後も改善をしていきたいと考えます。

多摩川川下り事業者組合
役員会一同

感染拡大防止の8つの基本ルール

- (1) お客様への注意喚起
- (2) お客様、従業員の健康チェック
- (3) 手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用
- (5) 人と人との距離を適切にとる
- (6) 室内、移動車両の換気
- (7) 施設、ツアー装備品の消毒
- (8) リバーアクティビティープログラム内での取り組み

(1) お客様への注意喚起

①各社ホームページやSNSメッセージなどに感染拡大防止対策を実施している旨を記載し、
予め取り組みへの理解と協力をお願いする。

予約を受けた後にもお客様へ協力いただきたい内容については事前に連絡をする。

- ・マスクの着用
- ・体調管理の徹底のお願い(体調不良な状態でのツアー参加がないように)

②施設内にポスターや書面などで感染防止への協力をお願いする。

(2) お客様、従業員の健康チェック

①従業員全員の就業前の体温チェックなどの体調管理を徹底し、感染症の疑いがある場合は出勤を停止し適切な対応をとる。

- ・発熱、風邪の症状、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害の確認

②お客様に対しても受付時に体温チェック実施などの体調管理を徹底し、感染症の症状や疑いがある場合は、

ツアーには参加させない。※項目については従業員と同様。

ツアーの途中であっても、疑わしい症状がある場合は参加を中止とする。

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら参加者の名簿を適正に管理すること。

(3) 手指消毒設備の設置

- ①集合場所には手指消毒液などを設置し、ツアー参加者には到着後に手指の消毒をお願いする。
- ②従業員は、石鹸と水で定期的に十分な手洗いとうがいを実施し、消毒液による手指の消毒も行う。

(4) マスクの着用

- ①アクティビティー中を除き、ツアー参加者と従業員はできる限りマスクを着用する。
- ②ラフティングツアー時のセーフティトーク中も説明する従業員にはマスク着用を推奨する。

(5) 人と人との距離を適切にとる

- ①別グループでお越しのお客様ができれば2mの距離を取れるようにテーブル配置などに注意をする。
- ②更衣室シャワーの利用時には、同時に室内に入る人数を制限し、3密の状態にならないように心がける。
- ③当日の飛び込み客を減らす。オンラインまたは電話での予約を優先し、キャッシュレス決済を推奨する。

(6) 室内、移動車両の換気

- ①受付や待機場所はできる限り屋外スペースを使用する。
- ②全てのエリアで定期的に適切な空気交換を行う。
- ③車両による移動中も窓を開けて換気に努める。

(7) 施設、ツアー装備品の消毒

- ①ドアノブ、手すり、テーブルなど不特定多数の人が頻繁に触れるものや場所の定期的な消毒を行う。
またプログラムで使用するパドル、ヘルメット、ライフジャケットなどは使用後に洗浄消毒をする。
- ②移動に使用する車両も使用前後に消毒を行う。
- ③特にトイレの洗浄には適切な消毒液を使用し入念に清掃することを推奨する。

(8) リバーアクティビティープログラム内での取り組み

- ①ラフトボートでの落水者のレスキュー時に、対面しない引き揚げ方の紹介。
- ②可能であれば、1艇のボートには同じグループで参加の方のみを乗船させるようにしましょう。